# 安曇野市かじかの里公園施設指定管理者募集要項【公募】

# 1 趣 旨

安曇野市かじかの里公園の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)及び安曇野市かじかの里公園の設置及び管理に関する条例(令和2年安曇野市条例第28号。以下「設置条例」という。)の規定により、安曇野市かじかの里公園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

#### 2 対象となる施設の概要

#### (1) 名称及び所在地

正式名称	所 在 地
安曇野市かじかの里公園	安曇野市穂高北穂高 2543 番地 10

#### (2) 設置目的

市民及び観光客に交流拠点の場を供することにより、地域の活性化及び観光の振興に資するために設置されている公園です。

#### (3) 施設の規模等

	区分	内 容		
1	設置年	昭和 62 年		
2	施設の概要	管理敷地 安曇野市穂高北穂高 2543 番地 10 他 29 筆 敷地面積 約 2. 7ha 建築物等 管理棟 1 木造平屋建 面積 149.0 ㎡ 倉庫棟 1 木造平屋建 面積 59.6 ㎡ 外便所 1 木造平屋建 面積 19.5 ㎡ 外便所 2 木造平屋建 面積 22.5 ㎡ その他遊具等		
3	会議室等	研修棟・管理棟・キャンプ場		
4	施設定員	定員なし。(キャンプ場:約100人)		
(5)	入居団体	なし		

# (4) 施設の利用状況等

後記の資料1を参照してください。

# 3. 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

#### 4. 管理にあたっての条件

#### (1) 基本方針

指定管理者は、市民が利用する公の施設としての安曇野市かじかの里公園の設置目的を十分理解 し、利用者に快適な環境を提供するとともに、常に施設の保守点検を行うことにより最良の状態を 維持して利用者の安全を確保するものとします。

なお、施設の管理運営の基本方針は次のとおりです。

- ① 関係法令を遵守すること。
- ② 協定書、募集要項及び指定管理者申請書の内容に沿った管理運営を実施すること。
- ③ 施設の利用に関し公平性・公正性を確保すること。
- ④ 効率的な管理運営を行い経費の節減に努めること。
- ⑤ 施設、設備及び備品類の維持管理を適切に行うこと。
- ⑥ 個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ⑦ 利用者の意見、要望を管理運営に反映して利用者の満足度を高めること。
- ⑧ 関係団体との連携及び近隣住民との良好な関係を維持すること。
- ⑨ ごみの減量、省エネルギー及び二酸化炭素排出量の削減等、環境に十分配慮した管理運営を行う こと。
- ⑩ 労働環境対策(熱中症、転倒等)について、防止対策を講じること。
- Ⅲ 緊急連絡先の掲示など獣害対策を心掛けること。

#### (2)業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる安曇野市かじかの里公園の管理業務を行うものとします。

なお、安曇野市かじかの里公園の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、 設置目的・事業目的に適合した魅力のある施設活性化のための創造事業の企画及び実施に努めるも のとします。

また、施設及び備品等の設置目的以外の許可無き使用を禁止します。

- ①安曇野市かじかの里公園の維持管理に関すること。
  - 建物や遊具、外構施設の保守点検、補修及び清掃
  - ・ 施設に係る経費の支払い
  - ・ 施設利用料金の管理
- ②安曇野市かじかの里公園の利用の許可等に関すること。
  - ・ 利用の受付及び許可
  - ・ 各種届出書の受付
  - ・ 利用料金の徴収、減免及び還付
  - ・ 利用者の応接
- ③利用者の安全確保に関すること。
  - ・ 施設所在地での地震、洪水・土砂災害等災害発生時に備え、安曇野市防災マップ及び施設周辺 の地盤、地形等を確認し、利用者の安全を確保すること。
  - ・ 防犯対策を講じ利用者の安全を確保すること
  - ・ 感染症対策を講じ利用者の安全を確保すること
  - ・ その他常に利用者の安全を確保すること
- ④安曇野市かじかの里公園の設置目的に適合する施設活性化のための創造事業の実施に関すること。
  - ・ 広報活動の実施
  - ・ イベント等の誘致
  - ・ 施設の活性化のための創造事業の企画及び実施
- ⑤その他必要な事項
  - ・ 管理業務の処理に必要な体制の整備
  - ・ 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
  - ・ 事業報告書の作成及び提出
  - 管理業務に関する庶務、経理等の事務
  - ・ 指定管理期間終了に伴う次期指定管理者への業務の引継

#### (3) 管理の基準

- ① 安曇野市かじかの里公園にてキャンプ等を行うことのできる期間は、設置条例第4条に規定するとおりとします。
- ② 安曇野市かじかの里公園の利用の許可を、設置条例に基づき公平かつ公正に行うものとします。
- ③ 安曇野市かじかの里公園の管理上支障があると認められる場合(設置条例第3条のいずれかに該当する場合に限ります。)は、施設の利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用の中止を命ずることができる他、公園の原状回復又は公園からの退去を命ずることができます。

- ④ 利用料金は、設置条例第 15 条に規定するところにより、あらかじめ市の承認を受け指定管理者が定め、安曇野市かじかの里公園の利用者から徴収することができます。徴収した利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとします。
- ⑤ 指定管理者は、市が認める場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができます。なお、減額及び免除に相当する額は、市は補填しません。
- ⑥ 指定管理者は、市が認める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができます。なお、還付の基準は、市が定めるものとします。
- ⑦ 指定管理者は、安曇野市情報公開条例(平成 18 年安曇野市条例第5号。以下「情報公開条例という。)の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるものとします。
- ⑧ 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 第 57 号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関し、市と同様の責務 を有するものとし、市の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとします
- ⑨ 指定管理者は、施設活性化のための創造事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議 し、市の許可を得て実施するものとします。

#### (4)業務の処理体制

- ① 指定管理者は、安曇野市かじかの里公園の管理業務に従事する者(以下「従事者」という。)の雇用のほか、管理業務の遂行に必要な体制を整備することとします。 なお、指定管理者は安曇野市かじかの里公園の統括責任者1人及びこれを補佐する者1人を配置するものとします。
- ② 指定管理者は、従事者の名簿を市に提出してください。従事者の異動を生じた場合も、同様とします。
- ③ 指定管理者は、従事者に対し管理業務の遂行に必要な研修を実施してください。特に、防犯対策、 防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に従事者を指導するとともに、必要な訓練を 行うものとします。
- ④ 指定管理者は、管理業務の処理に関し、人身事故、施設の破損事故等が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議するものとします。
- ⑤ 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた従事者の災害について、すべての責任をもつものとし理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとします。
- ⑥ 指定管理者及びその従事者は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項をみだりに第三者に漏らしてはなりません。指定の終了後も同様とします。
- ⑦ 指定管理者は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号) その他従業員の雇用に関する法令を遵守するものとします。
- ⑧ 指定管理者は、気象情報や野生獣出没情報を必要に応じて利用者へ提供するものとします。

## (5) その他

- ① 指定管理者は、安曇野市かじかの里公園にあらかじめ備え付けられた市所有の備品を無償で使用することができます。これら備品のほかに管理業務に必要な備品、消耗品等は指定管理者の負担で用意することとしますので、必要な額を収支計画に記載してください。なお、指定管理者がその所有に係る備品を備え付けようとする場合はあらかじめ市に報告するものとし、市の備品と指定管理者の備品の区別ができるよう必要な措置を行うものとします。
- ② 指定管理者は、施設の管理業務における予算処理に関し、経理を明確に区分するものとします。
- ③ 指定管理者は、毎年度、市の指示により事業報告書を作成し市に提出するものとします。
- ④ 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託することはできません。 清掃、警備等、市が認める業務についてはこの限りではありません。
- ⑤ 指定管理者は特別に定めのある場合を除き、常に市の指示に従うものとします。

#### 5 管理に要する経費

## (1) 市からの指定管理料の考え方

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料、施設活性化のための創造事業の収入により賄うものとします。

指定管理料の額及び支払い方法については、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書等に基づきその必要性を市が判断し、その金額を市と指定管理者が協議して決定し双方で締結する協定で定めるものとします。指定管理料の額は、申請書(収支計画書)に記載される額を上限として指定管理者と市とが協議した上で、毎年度の市の予算の範囲内で決定します。

指定管理者の経営努力により収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、修繕費を除き指定管理料の精算は行いません。ただし、各年度において、指定管理者に起因する事情により事業の一部が実施できなかった場合には、指定管理料の返還を求めることがあります。

#### (2) 指定管理料の支払い

#### ① 支払い方法

毎会計年度(4月1日から翌年3月31日)、市は予算執行計画に基づいて支払予定額及び支払い 方法を決定します。

#### ② 精算方法

指定管理料の精算等の必要が生じた場合は、翌年度4月上旬までに調整するものとします。

③ 管理口座

施設の管理経費及び収入については、団体、法人等自体の口座とは別に、指定管理業務専用の口座により管理してください。なお、これにより難い特別の事情がある場合は、市と事前に協議するものとします。

#### (3) 施設賠償責任保険の付保

指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合を除き、指定管理者が負うべき賠償責任については、原則として市が付保する保険の対象となりますので、指定管理者が付保する必要はありません。ただし、条例に定める指定管理者が行う業務の範囲外の事業として、施設内において指定管理者が独自の事業を実施する場合には、その運営上もたらされる賠償責任は指定管理者が負うものとします。

#### (4) 施設管理における火災保険の付保

市が付保するので、指定管理者は付保する必要はありません。

## (5) 市への納付金

指定管理者は市に納付金を納める必要はありません。

#### 6 指定管理者に対する監査等

## (1) 実施調査等

市は、施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対し、当該業務内容又は経理状況に関して定期報告書以外に随時報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることがあります。

# (2) 監 査

市及び監査委員並びに市議会が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る出納事務について監査を実施します。

#### (3) 関係帳簿の保存年限

指定管理者として作成した関係帳簿については、その帳簿閉鎖の時より7年間保存するものとします。また、他法令に規定がある場合、その法定保存期間を遵守するものとします。

#### (4) 第三者評価の実施

市は、数値には現れないようなサービスの品質向上や指定管理者の工夫や経営努力といったものを、きめ細かく汲み取るため、また、他市町村の同規模の施設の管理状況をサービスに反映させることを目的とし、行政以外の第三者による評価の導入を検討しています。実施にあたっては事前に協議を行ないます。

#### 7 業務の継続が困難となった場合等における措置

#### (1) 指定期間内に指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由(経営不振など指定管理者の自己都合によるものを含む。以下同じ。)により当該施設の適正な管理に著しい支障が生じ、業務の継続が困難となるおそれがあると認められる場合は、市は指定管理者に対して改善勧告等を行ない、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合は、業務の全部又は一部の停止、さらには指定の取り消しを行いますので、指定管理者はこれに従うものとします。

# (2) 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は指定取り消し等によって市に生じた損害について、市へ賠償をしなければなりません。また、前記(1)により指定管理者の指定が取り消されまたは業務の全部又は一部が停止されたことにより指定管理者に損害が生じた場合でも、市はこの損害を賠償しません。

#### (3) 保証金の納付

市は、指定管理者の指定の取り消し又は業務の停止など指定管理者の債務不履行等に備え、指定管理者を公募により選定し、かつ指定管理者が法人格を持った団体である場合、市が協定締結に際して保証金の納付を求めることがありますので、指定管理者は異議なくこれに応じるものとします。 保証金の額は、次の①、②の額の合計額を基本とします。

- ①指定管理料の3か月分に相当する額
- ②納付金の3か月分に相当する額

保証金は、市が指定管理者から返還を受けるべき指定管理料及び市への損害賠償金に充てるものとし、これらを精算後、なお余剰金を生じた場合には、これを指定管理者に返金するものとします。 なお、保証金の納付に関する費用は、指定管理者の負担とします。

#### (4) 自然災害等による不可抗力事態の発生により業務継続が困難となった場合

自然災害等の不可抗力事態の発生、その他市又は指定管理者の両者の責めに帰すことができない 事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者が協議の上、市は指定管理者の指 定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

## 8 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。なお、次表に記載のない事項については、市と指定管理者の協議により解決するものとします。

	リスクが生じる原因		
種類	内 容 説 明	市	指定管理者
法令、税制等の変更	指定管理者が行う管理業務に及ぶ法令等の変更		0
(公下、) (机削等の多文	上記以外の法令等の変更		議事項
金利、物価変動 金利変動、指定後のインフレ・デフレ			0
不可抗力事態 自然災害等の不可抗力事態による業務の変更、中止等		協	議事項
運営資金調達	市の支払い遅延により生じた事由	0	
<b>建</b> 呂貝並 <b></b> 一	指定管理者の原因により生じた事由		0

	リスクが生じる原因		
種 類	内 容 説 明	市	指定管理者
類似施設との競合	類似施設との競合による利用者減、収入減		0
需要変動	需要変動による収入減		0
運営費の膨張	指定管理者の原因による運営費の膨張		0
連 当 質 少 膨 旅	想定を上回る光熱費の高騰	協	議事項
施設備品の損傷	管理上の瑕疵による施設備品への損傷		0
地政哺品の損傷	上記以外の施設備品への損傷	協	議事項
債務不履行	施設設置者(市)の協定内容不履行	0	
间份小厦门	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		0
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者等へ損害を与えた場合		0
損害知惧	上記以外	協	議事項
歩記・歴日の仮発	大規模な修繕(10 万円以上のもの)	0	
施設・備品の修繕	上記以外(10万円未満のもの)		0
各種保険等への加	施設に係る火災保険及び災害保険への加入並びに指 定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合 に、指定管理者が負うべき賠償責任保険への加入	0	
入	上記以外に指定管理者が必要と判断する保険への加 入		0
引継費用	管理運営業務の開始及び終了に伴う引継のための費 用		0

# 9 事業実施状況の監視等

#### (1) モニタリングの実施

市が安曇野市かじかの里公園の円滑な管理運営を確保するため、管理業務の実施状況を把握する モニタリングを実施する場合、指定管理者はこれに応じるものとします。モニタリングの実施に関 して必要な事項については、基本協定において定めることとします。

# (2) 施設利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市へ報告するものとします。

## 10 その他の事項

市は、安曇野市かじかの里公園を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがあります。この場合、指定管理者はこれに協力するものとします。

## 11 協定の締結等

# (1) 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議し、これに基づき指定期間全体に共通した事項について、包括的な基本協定を締結します。

また、事業年度ごとに指定管理料等を定めた年度協定についても締結するものとします。

## ① 基本協定の主な項目

- 指定期間
- ・ 管理する施設及び備品に関する事項
- 指定管理者の責務に関する事項
- ・ リスク分担に関する事項
- 事業計画及び定期報告書の提出に関する事項
- ・ 指定の取り消しに関する事項
- ・ 利用者満足度調査に関する事項
- ・ 防犯・防災マニュアル等に関する事項
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ 事業の引継ぎに関する事項
- ・ その他必要な事項

#### ② 年度協定の主な項目

- ・ 当該年度の事業の実施に関する事項
- ・ 指定管理料に関する事項
- ・ 修繕費に関する事項
- その他必要な事項

## (2) 協定が締結できない場合

指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき。
- ④ 議会の議決が得られなかったとき。なお、議会の議決が得られなかった場合においても、管理業務の準備のために支出した費用については、市は補償しません。

#### 12 申請資格等

法人その他の団体(個人での申請はできません。)であって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は第5条第1項第3号の規定による 選定若しくは指定を辞退した日から起算して3年を経過しない団体でないこと。
- ② 会社法(平成17年法律第86号)第2条第2項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社(市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人を除く。)で、安曇野市の常勤の特別職(教育長を除く。)の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する市の委員会の委員(監査委員を含む。)若しくは市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっていないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)に該当しないものであること。
- ④ 国税及び地方税について滞納がないものであること。
- ⑤ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたものでないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生 手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったものでないこと。
- ⑦ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ア)破産者で復権を得ない者
  - イ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで の者
  - ウ)安曇野市暴力団排除条例(平成24年安曇野市条例第3号)第2条第4号に規定する暴力団員 等
- ⑧ 申請団体が法人の場合、直近の貸借対照表において「資本の部」がマイナス(債務超過)となっていないこと。

#### 13 申請の方法

安曇野市かじかの里公園の指定管理者に申請する者は、次により指定申請書その他の書類(以下「申請書類」という。)を市に提出してください。

(1) 申請書類の受付期間

令和7年10月22日(水)から令和7年11月11日(火)午後5時15分まで

#### (2) 申請書類の提出方法等

- ① 申請書類の提出方法は、持参によることとします。
- ② 申請書類の提出先は、安曇野市商工観光スポーツ部観光課(所在地:安曇野市豊科 6000 番地 安曇野市役所本庁舎 3 階 2 番窓口)とします。

#### 14 提出書類

提出書類は以下のとおりです。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 申請書様式

市が指定する申請書様式により提出してください。

- (2) 提出書類、添付書類
  - ① 公の施設の指定管理者の指定申請書
  - ② 法人の現在事項証明書及び法人の履歴事項証明書(いずれも申請団体が法人の場合に限る)または代表者の市が発行する身分証明書(申請団体が非法人の場合に限る)
  - ③ 定款、寄附行為等その他団体の規約に相当する書類
  - ④ 申請書等に押印した印鑑の印鑑登録証明書
  - ⑤ 国税及び地方税の納税証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。) ただし、団体に 納税義務がない場合は、その旨を「申請資格に関する申立書」に記載してください。
  - ⑥ 申請資格に関する申立書
  - ⑦ 管理を行う公の施設の事業計画書一式(収支計画書を含む)
  - ⑧ 申請日の属する事業年度の前3事業年度の団体の決算書等(貸借対照表、損益計算書、財産目録 及び事業報告等)または団体の経営状況が説明できる書類

※ 連結納税を適用している場合は連結決算書も添付してください。

- ⑨ 団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ⑩ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- ① その他市が必要として求める書類
- (3)提出部数

正本1部及び副本10部とし、ファイルまたはつづり紐等により綴じてください。全体のページ番号を記入してください。

## 15 現地説明会の開催

安曇野市かじかの里公園の概要、管理業務の内容等について説明を行うため、次により現地説明会を開催します。

- ①日 時 令和7年10月29日(水) 午前10時から
- ②場 所 安曇野市穂高北穂高 2543 番地 10 かじかの里公園
- ③申込方法 令和7年10月28日(火)午後5時までに、現地説明会参加申込書(指定管理者申請書別記様式10)により、ファクシミリ又は電子メールにて「19問合せ先」まで申し込んでください。

#### 16 申請にあたっての留意事項

- ① 申請書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を指示することがあります。
- ② 申請書類及び追加資料は、返却しません。
- ③ 申請書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ④ 受付期間の終了後における申請書類及び追加資料の再提出又は差替えは認めません。ただし、指定管理者審査委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 申請書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて申請団体の負担とします。

- ⑥ 申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届け(様式任意)を提出してください。
- ⑦ 申請書類の提出をもって、応募者は本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ⑧ 複数の応募者があった場合のプレゼンテーションの順番等選定事務に関することは、その一切を 市が決定しますので応募者はこれに従うこととします。
- ⑨ 本募集要項に対する質問は、令和7年10月31日(金)午後5時までにファクシミリ又は電子メールにより「19問合せ先」にて受付けます。(来庁、電話等では受付けません。)質問があった場合のみ質問及び回答を本市ホームページに掲載します。

#### 17 選定手続

#### (1) 選定方法

申請団体から提出された申請書類の審査及び申請団体からのプレゼンテーション(事業計画等の説明)などにより、識見者により構成される指定管理者審査委員会の評価結果を踏まえ、市が指定管理者の候補者(以下「候補者という。」)を決定し、議会の議決を経て指定します。

なお、プレゼンテーションの日時、場所等詳細については別途通知します。

#### (2) 選定基準等

指定管理者審査委員会において、別紙評価項目配点表に掲げる選定基準に基づき、総合的な視点で審査を行います。

# (3) 選定結果の通知、公表

選定結果については申請団体に対して書面で通知します。また、市のホームページなどで公表します。

#### 18 指定管理者の指定等

候補者を安曇野市かじかの里公園の指定管理者としたい旨の議案を令和7年12月開催予定の安曇野市議会定例会に上程し、その議決を経て指定管理者として指定します。

# 19 問合せ先及び申請書類の提出先

安曇野市 商工観光スポーツ部 観光課 観光施設担当 担当者氏名 中嶋 亮太

[所在地] 〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

「電話番号」電話番号 0263-71-2055

[ファクシミリ] ファクシミリ番号 0263-72-1340

[電子メールアドレス] メールアドレス kankokoryu@city.azumino.nagano.jp

安曇野市かじかの里公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民及び観光客に交流拠点の場を供することにより、地域の活性化及び観光の振興に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、安曇野市かじかの里公園(以下「公園」という。)を設置する。

(位置)

第2条 公園の位置は、安曇野市穂高北穂高2543番地10とする。

(行為の禁止)

- 第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 公園の施設、設備若しくは備品を損傷し、又は滅失すること。
  - (2) 土地の形質を変更すること。
  - (3) 貼り紙、貼り札又は広告を表示すること。
  - (4) 指定した場所以外の場所でキャンプ(宿泊を伴わないものを含む。)又はバーベキューその他の調理を伴う野外活動(以下「キャンプ等」という。)をすること。
  - (5) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗入れ、又はごみを放棄すること。
  - (6) 駐車場において車中泊をすること。
  - (7) 他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
  - (8) 前各号のほか、公序良俗に反すること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為を行った者に対して、公園の原状回復又は公園からの退去を命ずる ことができる。

(キャンプ等の許可等)

- 第4条 指定した場所におけるキャンプ等は、4月1日から11月30日までの期間に限り、行うことができる。
- 2 キャンプ等を行うことのできる時間は、別表のとおりとする。
- 第5条 キャンプ等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受け た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可を受けようとする者が第3条第1項各号のいずれかに該当するおそれがあると きは、当該許可をしないことができる。
- 3 市長は、第1項の許可をするときは、公園の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

- 第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用の中止を命ずることができる。
  - (1) 第3条第1項各号に違反するおそれがあり、又は違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為により前条第1項に規定する許可を受けたとき。
  - (3) 前条第3項の規定により付された条件に従わないとき。

(使用料)

- 第7条 第5条第1項に規定する許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免)
- 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は 免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復の義務)

第10条 公園の利用が終了したときは、速やかに当該公園を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第6条の規定により第5条第1項に規定する許可を取り消され、若しくは変更され、又は利用の中止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により公園の施設、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その 損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額 し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理)

- 第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公園の管理に関する業務を行わせることができる。
- 2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第4条第1項の規定によるものであって、かつ、公園の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 公園の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
  - (2) 公園の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 (読替規定)
- 第 14 条 第 12 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 3 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (利用料金)
- 第15条 指定管理者に管理を行わせる場合において、前条の規定により読み替えて適用される第5条第 1項の規定により許可を受けた利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。この場合において、第7条から第9条までの規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 3 第1項に規定する利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免し、又は還付することができる。 (委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(安曇野市公園条例の一部改正)

- 2 安曇野市公園条例(平成17年安曇野市条例第153号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条の表かじかの里公園の項を削る。
  - 第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。
  - 第7条第1項第4号中「張り紙、張り札」を「貼り紙、貼り札」に改める。
  - 第9条第1項中「第5条第4号及び」を削る。
  - 別表第1かじかの里公園キャンプ施設の項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の安曇野市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第4条、第7条、第15条関係)

区分	時間	単位		金額(円)
宿泊を伴うキャン		一般	1人	500
プ等	日午後1時まで	小学生·中学生	1人	250
宿泊を伴わないキ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	一般	1人	200
ャンプ等	後9時まで	小学生・中学生	1人	100

備考 時間について、別表中に定める範囲内においては、滞在時間の長短にかかわらず該当する料金 の満額を支払うものとする。 ○安曇野市かじかの里公園の設置及び管理に関する条例施行規則

令和3年2月15日規則第5号

安曇野市かじかの里公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市かじかの里公園の設置及び管理に関する条例(令和2年安曇野市条 例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

- 第2条 条例第5条第1項に規定する許可を受けようとする者は、安曇野市かじかの里公園利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、条例第5条第1項に規定する許可をしたときにあっては安曇野市かじかの里公園利用 許可書(様式第2号)を、許可をしないときにあっては安曇野市かじかの里公園利用不許可通知 書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(許可の変更)

- 第3条 条例第5条第1項後段に規定する変更の許可を受けようとする者は、当該変更に係る事項 を記載した安曇野市かじかの里公園利用変更許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければ ならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の内容について許可をしたときにあっては安曇野市かじかの里 公園利用変更許可書(様式第5号)を、許可しないときにあっては安曇野市かじかの里公園利用 変更不許可通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の免除)

- 第4条 条例第8条に規定する特別の理由があると認めるときとは、別表第1に掲げる場合とする。
- 2 使用料の免除を受けようとする者は、安曇野市かじかの里公園使用料免除申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 3 使用料の免除の額は、条例別表の使用料に別表第1に掲げる免除率を乗じて得た額とする。
- 4 市長は、第2項の申請に対し使用料の免除を承認したときにあっては安曇野市かじかの里公園 使用料免除承認通知書(様式第8号)を、不承認としたときにあっては安曇野市かじかの里公園 使用料免除不承認通知書(様式第9号)を申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

- 第5条 条例第9条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときとは、別表第2に掲げる場合とする。
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市かじかの里公園使用料還付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 3 使用料の還付額は、条例別表の使用料に別表第2に掲げる還付率を乗じて得た額とする。
- 4 市長は、第2項の申請に対し使用料の還付が適当と認めるときは、安曇野市かじかの里公園使用料還付決定書(様式第11号)により通知するものとする。

(読替規定等)

第6条 条例第12条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第4条第1項及び第5条第 1項の規定は適用しないものとし、その他の規則は別表第3のとおり読み替えて適用するものと する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

# 別表第1(第4条関係)

	区分	減免率
1	国又は地方公共団体が利用する場合	100分の100
2	安曇野市又は教育委員会が共催する場合	100分の100
3	その他市長が認めた場合	その都度定める率

# 別表第2(第5条関係)

区分	還付率
1 利用者の責めに帰さない理由で利用できな	100分の100
くなったとき	
2 その他市長が認めた場合	その都度定める率

~様式省略~

# 「施設利用状況(かじかの里)」の直近3年度の利用状況等

# 1 施設の利用状況

	区分	R 4年度	R 5年度	R6年度	平均
	キャンプ場宿泊 利用者延べ人数	3,116人	3,537人	3,174人	3,275.7人
利用 人数	キャンプ場日帰り 利用人数	2,225人	2,254人	2,139人	2,206.0人
	合計	5,341人	5,791人	5,313人	5,481.7人
	増減率		108.4%	91.7%	
開館	日数	244日	244日	244日	244.0日
利用料	4金収入額	2,151,450円	2,031,950円	1,848,650円	2,010,683.3円

# 2 燃料費用

	区分	R4年度	R 5年度	R6年度	平均
灯油	金額	8,946円	11,161円	13,897円	11,334.7円
为和	増減率		124.8%	124.5%	
ガソ	金額	22,302円	17,300円	28,600円	22,734.0円
リン	増減率		77.6%	165.3%	
軽油	金額	0円	0円	0円	0.0円
半王 / 田	増減率				

# 3 光熱水費

	区分	R 4年度	R 5年度	R6年度	平均
電気	金額	897,644円	686,015円	911,284円	831,647.7円
电火	増減率		76.4%	132.8%	
上下	金額	167,052円	232,298円	214,618円	204,656.0円
水道	増減率		139.1%	92.4%	
ガス	金額	0円	0円	0円	0.0円
7/	増減率				

# 4 修繕工事の実施状況

区分	R4年度	R 5年度	R6年度	平均
費用	8,800円	0円	85,827円	31,542.3円
主な内容	施設物品修繕	_	施設物品修繕	

# 5 指定管理料の支払状況

区分	R4年度	R 5年度	R6年度	平均
指定管理料	3,998,000円	3,964,000円	4,032,000円	3,998,000.0円

# 安曇野市指定管理者選定評価項目配点表【公募】

<施設名:かじかの里公園>

項目	配点
1 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであるか	3 0
① 管理運営を行うにあたっての基本方針が、施設の設置目的に適合しているか	5
② 指定管理者の指定を申請した理由に意欲や熱意、責任が感じられるか	5
③ 利用者等の要望把握と実現策が練られているか	5
④ 利用者の利用上におけるトラブルの未然防止と対処方法が十分検討されているか	5
⑤ 個人情報保護の対策は適正か	5
⑥ 情報公開を積極的に行う姿勢がみられるか	5
- 2 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	2 0
① 施設の開館(利用)時間及び利用料金の設定は、利用者の利便性を考慮しているか	5
② 施設の効用を高めるための地域との連携や他団体との連携について具体的に提案されているか	5
③ 施設の設置目的に相応しい施設活性化のための創造事業が計画されているか。 また、その収支計画の内容は実現性があるものか	5
④ 施設の現状に対する認識が正しくされ、かつ、将来展望に期待が持てるものとなっているか	5
3 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	5 0
① 現在のサービス水準を確保しているものであり、かつ、さらに向上が図れるものであるか	10
② 管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか	1 0
③ 収支計画は適正なものか	
ア)過大な収入(利用者数増や他収入など)を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっ	
ていないか	1 0
イ)事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか	1 0
ウ) 不当又は不適当に経費を抑えていないか	1 0
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあるか 「【人的能力〕	5 0
① 組織体制が効率的かつ適切なものであり、責任体制が明確にされているか	5
② 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか。また、労働条件は適切か。	5
③ 事業実行のために必要な有資格者(経験者)が確保されているか	5
④ 防犯、防災、衛生管理及び感染症などへの対応について十分検討され、確保されているか	5
⑤ 緊急時における連絡系統が明確にされているか	5
⑥ 個人情報保護や利用者への接遇などの職員研修計画が適切なものとなっているか。	3
また、法令遵守についての考え方や実施体制は適切か	5
「物的能力」	
① 安定した運営ができる財務状況であるか	5
② 必要な機材等は確保されているか	5 5
③ 類似施設の管理実績があるか	5
④ 知め過ぎの自生美種があるが ④ 一部業務を再委託する場合、委託の内容は適切か	5
5 地域貢献に積極的に取り組む姿勢が見られるか	3 0
① 地域住民を積極的に雇用する姿勢が見られるか	10
② 従業者の労働条件に対する考え方は適切か	5
③ 地域貢献活動に取り組む姿勢が見られるか	5
④ 安曇野市における本店、支店及びその他事業所等の設置状況	5
⑤ 地域経済との連携に配慮しているか	5
合計	180 点満点